

# 平成31年第1回川本町議会定例会会議録

(第1日目) 平成31年3月8日 午前9時30分開議

議長

おはようございます。

平成31年第1回定例会が招集されましたところ、ご出席をいただき、ありがとうございます。

々

ただいまの出席議員数は9名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

々

これより、平成31年第1回川本町議会定例会を開会します。

ただちに本日の会議を開きます。

々

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

々

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長において6番片岡議員、7番大畑議員を指名します。

々

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会において協議されております。

その結果につきましては、お手元に配布しております「審議予定表」(案)のとおり、本日8日から14日までの7日間とし、本日は諸般の報告、町長施政方針、教育長教育行政執行方針、議案の提案並びに提案理由の説明、全体審議の質疑、続いて予算特別委員会の設置、委員会付託を行います。

々

本会議終了後、全員協議会を開催し、その後、議会運営委員会を開催し、議会運営委員会終了後、産建町民常任委員会を開催する予定となっております。

々

また、後ほど「日程第29」において、皆さんにお諮りをし、予算特別委員会を設置する予定ですが、11日からは、予算特別委員会に付託される予算の審査を行い12日までの開催予定としております。

々

13日は午前9時30分より本会議を開き、一般質問を行います。一般質問終了後引き続き、議会運営委員会を開催します。

々

最終日の14日は、午後3時00分より本会議を開き、委員長報告並びに

議 長

討論、そして採決を予定をしております。

々

以上、この予定表（案）のとおり「決定」することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

々

よって、本定例会の会期は、本日8日から14日までの、7日間とすることに「決定」しました。

々

なお、一般質問の通告期限は、本日、午後1時までとしておりますので申し上げます。

々

お諮りします。

本会議における会議録の作成において、発言中の単純な言い間違いなどの訂正については、会議規則第63条の規定により、発言の趣旨を変更しなければ訂正できることになっております。

これに該当する訂正については、議長において訂正することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

々

よって、そのように「決定」を致しました。

々

続きまして、日程第3「諸般の報告」を行ないます。

議長としての報告事項は、お手元に配付しております「議長報告・議員派遣の件」のとおりでございますので、ご覧いただきたいと思っております。

々

以上で「諸般の報告」を終わります。

々

日程第4「町長施政方針」を行ないます。番外三宅町長。

番外  
三宅町長

皆さん、おはようございます。平成31年第1回川本町議会定例会を招集致しましたところ、議員の皆様には、万障お繰り合わせのうえ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

時がたつのも早いもので、早3月も8日でございます。今年は非常に穏やかで温かい日が続いておりまして田植えの水不足を心配する声も上がっています。

また、TPPやEPAが発効される中、10月には消費税が増税になるわけでございますが、景気回復感のない地方経済に与える影響を心配している

番外

三宅町長

ところでございます。

4月には新しい元号も発表され、天皇のご退位により4月30日で平成の時代から新しい時代に移ることになります。旧庁舎の解体作業の様子を見ていますと時代の移り変わりを感じるところでございます。平成を振り返りますと「バブル景気崩壊」「阪神・淡路大震災」「地下鉄サリン事件」「食品偽装」「政権交代」「東日本大震災」等大きな自然災害と大きな社会経済変動がある中、少子高齢化で人口減少社会を迎え「地方創生」の取り組みが新しい時代の大きな課題になったところでございます。

日進月歩の新しい時代の幕開けを迎え、これから想像を超えるような進化した世の中になっていくことは確実であり都市と地方の格差がなくなることにも大いに期待しております。

町民の皆様にご提供いただきました2期目の町政も残すところ仕上げの1年となりました。定例会の開会にあたり、諸議案の説明に先立ちまして、平成31年度の町政運営に臨む私の基本的な考え方を申し上げ、議会の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

々

川本町は昭和30年の12,042人をピークに人口減少が続き、平成31年には3,317人まで減少し、今も少子高齢化が進行する極めて厳しい状況でございます。

しかし、私たちは、先人からお預かりした川本町を次世代につなぐという大きな使命があります。引き続き、総合戦略ならびに総合計画を羅針盤として安全・安心で活力のある町づくりを目指してまいります。

々

27年度より実施しております総合戦略の人口ビジョンにおきましては、2060年の目標人口を2,500人と設定し、当面の2020年までに社会増減をプラスマイナス(±)0にするとしております。

昨今の社会動態を見ますと、27年度がプラス51人、28年度がプラス3人、29年度がマイナス21人であり、3年間の合計がプラス33人の社会増であります。

本町の人口構成上自然減は、しばらく続く状況にありますが、31年度は第1期総合計画の最終年度であり、各事業の成果を具体的に検証し、人口社会増につながっている事業を継続してまいります。

次期総合戦略の策定にあたっては、公民館区ごとに地域住民を主体とした地域別検討会議を開催し、青写真を示しながら住民意思をボトムアップすることで地域の特色を活かした計画を策定することとしております。また、地区別戦略発表会や活動報告会の開催を検討し、政策の横展開と連携を図ってまいります。

々

弓市地区魅力化の取り組みにつきましては、住民を主体としたワークショップに若い年齢層を中心に延べ154人に参加いただき、防災を意識した「安

番外  
三宅町長

心・安全のまちづくり」、駅舎の活用や商店街の活性を図る「賑わいのあるまちづくり」、子育ての公園整備や高校生の居場所を検討する「子ども・若者が活躍できるまちづくり」、集いの場を創出する「高齢者にやさしいまちづくり」の4つのテーマにおいて多くの活発な意見をいただいております。全体構想につきましては、31年度の次期総合戦略の地区別の計画策定に引き継ぐこととし、年度内にはしっかりと戦略を構築することとしております。既に、住民主体で活動が具体化しそうなグループも芽生えている状況であり、31年度予算にはソフト面の支援に係る予算化を予定しております。

また、ハード面においては駅前の開発整備を喫緊の課題としてとらえており、ワークショップでいただいた子育て世代が集う公園、バスを利用する高齢者がワンストップで官民のサービスを受けられる仕組み等を視野に入れ、行政が優先して行う事業を整理しながら、青写真を作成します。

々 次に、川本町総合交流ターミナル施設「弥山荘」の今後の運営について申し上げます。

この施設の指定管理につきましては、応募者が無かったため公共施設の管理運営や公的業務を担える官民連携の新たな団体を設立することとして、現在準備を進めております。観光協会業務と弥山荘の指定管理業務をモデル的に担いながら、町有施設の様々な可能性を引き出し、コンセプトを明確にして施設と地域の活性化に取り組むこととしております。

々 次に、職場の業務改善について申し上げます。

邑智郡総合事務組合への電気料金過少請求事案の反省を踏まえ、一層業務改善を進めて行く必要がございます。

この業務改善については、前代表監査委員からも「役場内において、組織的に仕事を行う仕組みが弱く、その結果、組織的なミスや非効率が生じている。早急に改善をする必要がある。」との指摘と具体的な提案も受けております。

平成31年度は、その組織的・効率的に仕事をする仕組みづくりを大きなテーマとして、役場内部だけでは限界があるため、4月から前代表監査委員を委員長とする業務改善委員会を立ち上げ、業務改善に取り組むことといたしました。

々 31年度一般会計の当初予算につきましては、27年度に策定した川本町総合戦略の最終年度として、人口対策の目標達成に向けた事業を中心に編成を行ったところでございます。

31年度の一般会計当初予算額は、50億2,449万4千円となり、前年度と比較しますと、11億137万6千円の増、率にすると28.1%の増となっております。主な増額の要因は、まちごと魅力化センター整備事業6億2,669万円の実施であり、その他にも新規事業として、かわもと音

番外  
三宅町長

戯館大規模改修事業7, 500万円、防災倉庫整備事業3, 560万円、すこやかセンター改修事業2, 302万円、コミュニティバス整備事業2, 243万円、公衆無線LAN環境整備事業2, 022万円等を計上しております。

また、主な継続事業として、携帯電話等エリア整備事業9, 296万円、定住促進住宅整備事業7, 197万円、町道三原三谷線落石対策事業5, 135万円、町道中倉日向線道路改良事業3, 000万円等を計上しております。

国民健康保険事業、後期高齢者医療、簡易水道事業及び農業集落排水処理事業の特別会計の総額は、8億633万8千円で、前年度と比較すると1億9,445万8千円の減、率にすると19.4%の減となっています。

この主な要因は、簡易水道事業における建設改良費等の減額によるものがあります。また、住宅新築資金等貸付事業については、平成30年度をもって特別会計を廃止し、31年度以降は一般会計において運営するよう本議会に議案上程しておりますので、併せてご審議をお願いいたします。

々 それでは、第5次総合計画に基づき、主要な施策につきまして、順次ご説明申し上げます。

々 まず、「特色を活かした活力あふれる産業のまち」に関する施策でございます。

々 はじめに、農業と農村の振興について申し上げます。

31年産米の作付は、生産者の意向調査の段階で672トン、137ヘクタールとなっており、前年度より5ヘクタールの減となっております。農業者の高齢化や農家の減少が進む中、作付面積減少に歯止めがかからない状態となってきており、今後は、集落を越えた広域的な連携により作付面積の維持を図ってまいります。

また、農業振興の方向性や担い手の確保については、川本町農業再生協議会を中心に関係機関が一元的に協議し、事業を推進してまいります。

々 次に、特産品振興について申し上げます。

戦略的作物であるエゴマや特別栽培米石見高原ハーブ米の栽培面積の拡大、販売促進等を推進するために、県やJAなど関係機関と連携を強化し取り組んでまいります。

エゴマは生産助成を継続するとともに、労働力の省力化に向けて機械化の導入を試験中であり、実施に向けて支援してまいります。

需要に追い付いていない特別栽培米石見高原ハーブ米きぬむすめについては、買取価格の支援を引き続き行い、売れるコメづくりを推進してまいります。

番外  
三宅町長

町内産品の直売拠点である道の駅は、出荷量の減少により販売額が伸び悩んでおります。集客効果のあるPRを行うとともに地元野菜の充実のため生産講習会などを実施し、生産者の育成と出荷量の拡大を推進してまいります。

また、老朽化している施設のリニューアルについて計画を検討してまいります。

6次産業化につきましては、新たな商品開発と既存商品の魅力化及び販路開拓・拡大を関係機関と連携し取り組んでまいります。

々

次に、安心安全な農産物の生産について申し上げます。

農業生産における食品安全、環境保全、労働安全等を確保するために、GAPの取り組みを推進してまいります。

また、ニーズの高まりのある有機栽培・減農薬栽培による農産物づくりを目指す生産者を支援してまいります。

々

次に、有害鳥獣対策について申し上げます。

鳥獣捕獲支援、侵入防止支援を継続し鳥獣被害から農地を守り安心して農業を行える環境づくりに取り組みます。

特に、集落ぐるみによる取り組みが必要であり、県の協力を得ながら効果的な対策を進めてまいります。

また、駆除対策につきましては、引き続き町猟友会や県などの協力を得ながら進めていくとともに、狩猟免許取得を支援してまいります。

々

次に、畜産の振興について申し上げます。

子牛の市場価格は高水準を維持しながら推移しておりますが、飼料価格も高止まりの状況にあります。平成31年度も引き続き、繁殖雌牛の更新助成や予防注射の補助など、畜産経営の安定、強化に努めてまいります。

今回の全国和牛能力共進会対策として、邑智郡におきましても地区対策協議会が立ち上がり、畜産農家と連携し、より優秀な候補牛を目指して支援してまいります。

また、県央地区畜産総合センターの利用促進と支援を行い、飼育頭数の維持を図ってまいります。

々

次に、新たな森林管理と森林環境譲与税について申し上げます。

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を図るために、森林所有者から森林管理の委託を受け、町が直接管理を実施するための新たな森林管理制度が31年度からスタートします。初年度は、モデル地区を設定し経営管理の状況を把握し経営管理集積計画を策定します。

新制度により、木材として利用できる人工林の適切な経営管理を行い、森林資源の循環と林業の活性化を図ってまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

番外  
三宅町長

喫緊の課題であります空き店舗活用や事業承継に向け、事業主と起業希望者との調整を図ってまいります。

平成30年度から取り組んだ「弓市ビジネスチャレンジコンペティション」につきましては、事業実施者を決定し4月以降、起業に向けた動きが加速します。

この事業を31年度も継続して開催し、空き店舗活用による賑わいづくりと新たな起業家を受け入れる機運を醸成してまいります。

々

次に、観光資源の整備と活用について申し上げます。

三江線跡を利用したイベントやイズモコバイモ、合宿ツーリズムあるいは、江川太鼓や神楽などの伝統芸能と連携し、川本ならではの取り組みを構築し、交流人口の拡大を図ります。31年度は笹遊里や江の川河畔を主会場としてアドベンチャーフェスティバルの開催も予定しており、江の川の自然を舞台にした観光振興に取り組んでまいります。

また、町有施設はもちろん、旅館や飲食店などとも連携し、施設の相互利用の促進や情報発信の一元化による交流人口の拡大を図ってまいります。

30年度から江の川流域・三瓶エリア観光推進協議会を設立し、観光資源の広域ネットワーク化を図り、広域でインバウンドを推進してまいります。

々

つづいて、「便利で快適に暮らせる基盤が整うまち」に関する施策についてでございます。

々

はじめに、定住促進住宅整備について申し上げます。

総合戦略の重要な柱である、住環境の整備につきましては、戦略の中心に据え重点的に取り組んでおります。

「定住促進住宅整備事業」は、人口社会増に大きくつながっていると評価しており、本事業の取り組みにおいての移住者合計は、4年間で19世帯68人に上っています。

平成31年度の定住促進住宅の整備につきましては、整備する場所は未定としておりますが、30年度に引き続き3棟の建築を予定しております。かわもと暮らし情報センターの移住者支援と連携し進めてまいります。

また、住まいづくり応援事業として取り組んでいる各事業につきましては、実績に応じて制度の見直しを行い、定住を支える住環境の整備を一層充実してまいります。

々

次に、公営住宅の維持管理について申し上げます。

公営住宅等の予防保全的な修繕・用途廃止等につきましては、平成24年度から10年を計画期間とした「川本町公営住宅等長寿命化計画」を基本方針とし、中間の28年度には見直しを行いながら、長寿命化に資する改善を進めております。

- 番外  
三宅町長
- 31年度は、国の交付金を活用し、神田団地の解体をはじめ、経年劣化が著しい川本団地や八幡平団地の屋上防水工事を行います。町総合計画や総合戦略等の具現化を念頭におきながら、住居環境のニーズ等も柔軟に見極めながら、維持管理を進めてまいります。
- 々
- 次に、道路整備について申し上げます。
- 々
- はじめに、町道事業について申し上げます。  
三原古市線の新設道路工事は、29年度より起点の三原多目的集会所側と終点の工場側の2箇所です。工事着手しており、31年度末の全線開通を目指し事業を進めております。
- 々
- 次に、橋梁点検について申し上げます。  
道路法改正により26年度から5年に1回の点検が義務化された橋梁点検について、31年度から5年間で125橋の点検を行う予定としております。
- 々
- 次に、防災・減災事業について申し上げます。  
この事業は町道の中でも、幹線町道及びバス路線等の重要路線の落石対策事業でございます。平成31年度では、町道三原三谷線の対策工事を行い、町道三島三谷線の測量設計を実施する予定であります。
- 々
- 次に、県事業について申し上げます。  
主要地方道川本波多線、多田から美郷町港間の改良事業につきましては、引き続きトンネル工事が行われる予定であります。また、川本大橋川本側の歩道整備については、拡幅工事が実施される予定となっております。  
主要地方道大田桜江線改良工事は、田窪地内において、引き続き道路改良工事が実施される予定となっております。  
一般県道川本大家線改良工事は、谷戸工区三俣側バイパス区間の橋梁下部及び上部工事が実施される予定となっております。  
主要地方道仁摩邑南線改良工事は、上新町地内、旧JR川本踏切付近の線形改良工事が実施される予定となっております。  
主要地方道温泉津川本線改良工事は、田原地内の測量設計が実施される予定となっております。  
災害防除事業については、主要地方道川本波多線川本大橋三島側、主要地方道仁摩邑南線多田地内及び主要地方道温泉津川本線木屋原地内において、法面復旧工事が実施される予定となっております。
- 々
- 次に、農道事業について申し上げます。  
大邑3・4工区農道におきまして、法面及び舗装補修工事が実施される予定となっております。



- 番外  
三宅町長
- 次に、農地耕作条件改善事業について申し上げます。  
この事業は、農地集積・集約化を目的にした事業であり、平成31年度は三原・因原地区で区画及び用排水路の整備工事を実施する予定であります。
- 々
- 次に、簡易水道について申し上げます。  
30年7月豪雨で被害を受けた川本浄水場及び因原浄水場の災害復旧工事を6月末までに完成予定としております。また、今後の浸水被害に対応するため、浄水場の防水扉や非常用発電機の嵩上げを予定しております。  
施設改良工事として、久座仁・多田間の配水管の布設替え工事500mを予定しております。
- 々
- 次に、生活排水処理対策について申し上げます。  
公衆衛生の向上を目指すため、集落排水整備地区を除く町内全域を対象として、平成23年度から国の補助事業に町が上乘せして推進している合併浄化槽設置を、31年度も継続して実施いたします。
- 々
- つづいて、「安心して暮らしやすい生活環境のまち」に関する施策についてであります。
- 々
- はじめに、交通対策について申し上げます。  
本町の公共交通については、スクールバスやまげなタクシーなどを組み合わせた形で運行しているところであります。  
また、JR三江線廃止後の代替交通につきましては、30年4月より民間事業者によるバス運行を開始しておりますが、12月末までの実績で、運行日1日あたりの平均利用人数は、江津川本線、川本美郷線とも100人を超える状況にあり、多くの皆様にご利用いただいております。引き続き運行事業者と連携し、利用者の拡大を図ってまいります。
- 々
- 次に、地域情報について申し上げます。  
町内全域に整備した光ファイバー網を活用し、「まげなねっと」によるテレビ放送番組の充実などにより情報発信に努めているところでございます。  
携帯電話の不感地域対策につきましては、平成31年度に白地地区、絵堂地区に携帯基地局を整備し、町内での不感地域を解消する予定としております。
- 々
- 次に、公衆無線LAN環境整備について申し上げます。  
30年7月豪雨災害のような大規模災害が発生した際、本町の災害時避難場所である、各公民館、小中学校体育館、悠邑ふるさと会館、学習交流センター及び災害対策本部が設置される役場庁舎において、災害時の情報収集環境を構築するために公衆無線LAN環境を整備いたします。

番外  
三宅町長

次に、防災・消防について申し上げます。

洪水・土砂災害・地震災害に備えた防災体制の構築など、町民生活を守るため、消防団、自主防災組織との連携を密にし、防災・減災対策を推進してまいります。

30年7月豪雨災害の経験を踏まえ、避難誘導の実践活動や地域の防災意識の向上を図るため、5月26日、6月9日に災害避難訓練を実施することとしております。

今後とも、地域の実情に応じた防災対策をハード、ソフト面、両面で進めてまいります。

また、災害時の備蓄物資を一括管理するための防災倉庫を平成31年度に整備することとしております。

々

次に、消防団につきましては、更なる強化のため、今後とも装備品の充実を図りながら、団員の加入を促進してまいります。消防施設の整備については、31年度、耐震性の防火水槽を木路原、中倉地区に配備することとしております。

々

次に、治水対策について申し上げます。

「江の川水系河川整備計画」により、31年度から瀬尻・久料谷地区の詳細設計及び用地調査が実施されます。

谷地区につきましては、県が本格的に<sup>そじょう</sup>俎上に載せて検討することとなり、並行して国交省へも引き続き県選出国會議員を通じて事業の加速化を要望してまいります。

また、谷戸・日向地区の治水対策並びに因原・尾原地区の内水排除対策につきましても早期事業化が実現するよう、引き続き国・県に対し強く要望してまいります。

々

次に、砂防・治山・地すべり対策について申し上げます。

はじめに、県営砂防事業について申し上げます。

久座仁地内の<sup>かみみやけだに</sup>上三宅谷において、砂防えん<sup>てい</sup>堤の用地買収及び本堤工事が実施される予定となっております。

々

次に、県営治山事業について申し上げます。

林地荒廃防止事業は、田原地内において治山えん堤工事が実施される予定となっております。

々

次に、県営地すべり対策事業について申し上げます。

川本第2期地区の事業として、三原地内において地すべり対策工事が実施される予定となっております。

番外 三宅町長	<p>次に、交通安全対策について申し上げます。</p> <p>第10次川本町交通安全計画に基づき、川本警察署や町交通安全協会など関係機関の協力を得ながら、人優先の交通安全意識を定着させ、交通死亡事故ゼロを目指してまいります。</p> <p>特に、平成31年度は2年に1度開催される邑智郡交通安全郡民大会が9月に本町で開催されますので、多くの町民の皆様に参加をいただき、交通安全意識の向上を図ってまいります。</p>
々	<p>次に、防犯対策について申し上げます。</p> <p>川本警察署や地域安全推進員をはじめ、防犯ボランティアの方々と連携を図り、地域の防犯活動の取り組みを強化するとともに、高齢者の特殊詐欺被害の防止にも努めてまいります。</p> <p>また、引き続き、自治会が行う防犯灯のLED化について支援してまいります。</p>
々	<p>次に、環境衛生について申し上げます。</p> <p>本町のごみの収集量は、近年、減少傾向にあります。分別の徹底を図っていくため、平成31年2月から、スマートフォンやタブレット端末で、ごみの収集日や分別方法等を無料でお知らせする「川本ごみ分別アプリ」の配信を開始したところでございます。</p> <p>邑智郡総合事務組合の新可燃ごみ共同処理施設整備につきましては、建設事業者が決定しました。31年度から実施設計に入り、建設工事が実施されます。</p> <p>また、最終処分場施設整備につきましては、31年度当初に建設事業者を決定し、建設工事が実施されます。いずれの施設も、34年度に供用開始される予定でございます。</p>
々	<p>次に、災害廃棄物処理対策について申し上げます。</p> <p>平成30年7月豪雨災害で、罹災証明において被害程度が「半壊」以上と認定され、生活環境に支障となっている家屋の解体撤去費用助成につきましては、31年度も継続し、対応してまいります。</p> <p>現在、災害時における廃棄物処理の迅速化を図るため、市町村に策定が求められおります災害廃棄物処理計画につきまして、31年度中の策定に向け、作業を進めているところでございます。</p>
々	<p>つづいて、「みんなが健康で安心にいきいきと暮らせるまち」に関する施策についてであります。</p> <p>はじめに、地域福祉の推進について申し上げます。</p> <p>川本町に福祉事務所を開設して、3月末で10年が経過することになります。</p>

番外  
三宅町長

生活保護受給者の割合は少し減少し、平成30年11月末現在で8.16パーミリとなり、島根県平均8.36パーミリを下回りましたが、県内では5番目の水準となっています。

今後とも社会福祉協議会をはじめ関係機関と連携し、住民の福祉向上に取り組んでまいります。

また、児童虐待対策などにつきましても、事案ごとに関係機関と十分な連携を図り対応をしてまいります。

々

次に、高齢者福祉について申し上げます。

団塊の世代が後期高齢者になる2025年までに、地域包括ケアシステムを構築することが喫緊の重要課題として考えており、関係機関と連携し体制の整備を進めてまいります。

また、介護事業や総合事業などに取り組むとともに、住民主体のサロン、ミニデイサービスを支援し、高齢者の社会参加を通じた介護予防の推進を図ってまいります。

々

次に、子育て支援について申し上げます。

これまで保育料水準の引き下げや、第2子以降の無償化などの取り組みを行ってきていますが、国は平成31年10月から幼児教育・保育を無償化するとの方向性を打ち出しました。

国の制度では3歳未満児では所得制限により対象とならない世帯もあることから、本町としましては、全世帯を無償化の対象とすることとして、実施時期も国の制度以上に繰り上げて、4月から実施することとしました。

々

次に、障がい者福祉について申し上げます。

第5期障がい福祉計画に基づき、障がい者のニーズに応じたサービスの提供に取り組んでまいります。

また、関係機関とも連携しながら、障がい者の社会参加や自立促進にも努めてまいります。

々

次に、健康づくりについて申し上げます。

疾病の予防、早期発見・早期治療及び重症化予防により、町民の健康寿命の延伸に重点的に取り組みたいと考えております。これにより医療費や介護保険費用の適正化にもつながることを期待しております。

国民健康保険事業につきましては、平成30年度から都道府県単位化となり、安定的な運用がなされています。

保険税につきましては、基金を活用し30年度に税率の引き下げを行ったところでございます。31年度につきましては7月の本算定に向け、協議を進めているところでございます。

番外  
三宅町長

つづいて、「人と人が支え合う協働のまち」に関する施策についてであります。

々

はじめに、高校支援について申し上げます。

島根中央高校の支援につきましては、まち親制度をはじめ、多くの方々の協力により、地域をあげた取り組みを行っております。

学校魅力化の一環として、女子硬式野球部を平成31年度に創部することもあり31年度の入学志願者数は、入学定員を大幅に上回ったところであります。充実した3年間を過ごしていただき、県外生は卒業後も関係人口として本町との関わりを持ち続けていただくことを期待しております。

また、女子生徒の滞在が可能となる「まちごと魅力化センター」を旧役場庁舎（跡）に建設します。1階部分は、高齢者の交流の場となるような視点を持ち有効活用を検討してまいります。

々

次に、移住・定住について申し上げます。

総合戦略の核となる、移住・定住の推進については、かわもと暮らし情報センターを中心に、関係機関と連携して推進しているところであります。

移住者の受け皿となる住宅につきまして、空き家を望まれる声が多くありますが、空き家バンクの登録数が非常に少ない状況にあり、平成25年度に実施した空き家の状況をセンターにおいて再調査いたしました。調査した結果、優良な空き家物件が多数あり、31年度には空き家バンクへの登録の働きかけを強めてまいります。

引き続きセンターにおける移住者支援の取り組みを進めながら、移住者の受け皿となる住宅を確保することで移住促進を図り、人口の社会増につなげていきたいと考えております。

々

次に、企業誘致と雇用対策について申し上げます。

株式会社三協島根川本工場は、生産ラインに加え包装ラインも稼働し、順調に操業しているところであります。

今後も工場が2棟目、3棟目と増棟される計画であり、人材確保の支援に取り組んでまいります。また、工場周辺の観光地化構想の実現に向け準備を進めてまいります。

30年3月に進出したW i l l さんいんが運営するテレワーク拠点O T O - L a V o と連携し、町内でも多様な就労形態の導入を希望される企業への普及啓発や導入の推進を図り、不足する労働力を補える一助となるよう取り組んでいるところであります。

々

次に、ふるさと納税について申し上げます。

30年度のふるさと納税寄附額は、前年度を大幅に上回り3,000万円を超える寄附が集まったところであります。このうち7月豪雨災害に対する

番外  
三宅町長

寄附や、起業家支援に対する寄附など、これまでの返礼品だけにとらわれな  
い動きもございます。

平成31年度はW i l l さんいんに返礼業務を委託することとしておりま  
す。町内に事業所があることの強みを生かし、返礼品提供事業者とこれまで  
以上の連携により魅力のある返礼品の開発を期待しております。

々

次に、選挙事務について申し上げます。

31年度は、4月7日執行の島根県知事及び島根県議会議員一般選挙をは  
じめ、7月には参議院議員通常選挙、2月には川本町長選挙が予定されてお  
ります。

法令等の遵守を全庁的に徹底しながら、適正、円滑な選挙事務を執行して  
まいります。

々

次に、窓口おもてなしについて申し上げます。

30年度は2月末現在、転入88件、婚姻7件、出生14件の届出があり、  
窓口で記念品の品をお渡ししております。

特に、転入時にお渡しする、江の川、山桜、イズモコバイモ、エゴマなど、  
絶景や特産などを写真葉書にした「川本魅力コレクションカード」をはじめ、  
出生記念として、お子様の誕生日や名前などを記した手作りの「木製プレー  
ト」は、大変好評をいただいております。

窓口対応においては、今後一層、行政サービスの根幹である、明るい挨拶  
や丁寧な説明など、接遇の意識と行動をもって対応してまいります。

々

次に、公聴・広報について申し上げます。

町民の皆様との意見交換会をはじめ、様々な機会をとらえて、公聴に取り  
組んでおりますが、より幅広く多くの皆様の声をいただけるよう、ホームペ  
ージやフェイスブックなどの活用も積極的に進めてまいります。

また、広報については、広報誌の充実を図るとともに、行政情報をはじめ  
多様な情報を、様々な手法により発信していきたいと考えております。

々

つづいて、「健全な財政運営」について関する施策についてであります。

々

はじめに、財政基盤の確立について申し上げます。

本町が、「自立の町」として安定した行政運営をしていくためには、財政  
基盤の強化が重要な課題であります。

平成29年度決算において、財政の健全化判断比率とされる将来負担比率  
及び実質公債費比率や、財政の硬直化を示す経常収支比率は県内自治体の中  
でも比較的優秀な数値となっております。しかし、近年の大規模事業に伴う地  
方債借入の影響により、30年度以降は数値が上昇する見込みであります。  
新可燃ごみ共同処理施設整備負担金や道の駅等の公共施設の大規模改修等に

番外  
三宅町長

も大きな費用負担が必要となってまいります。これらの公共施設整備事業の実施にあたっては、補助金や有利な地方債のほか、公共施設等総合管理基金等も有効に活用しながら事業を実施してまいります。

限られた財源の中で、第5次総合計画に基づく事業を着実に実施し、地方創生における総合戦略の目標を達成するため、今後も気を緩めることなく、さらに財政健全化に向け邁進してまいります。

々

次に、町税等の賦課・収納事務について申し上げます。

適正かつ公平な課税を行い、納税者の税に対する信頼や理解を高めるとともに、滞納整理等を進めながら、税収の安定確保を図ることは極めて重要であります。

研修等によりスキルアップに努めていくとともに、31年度も県と連携して、相互併任制度を活用し、収入未済額の縮減など収納率の向上を図ってまいります。

々

以上、平成31年度における町政運営の基本的な考え方と施策の概要について申し上げます。

町民の皆様や議会の皆様と力を合わせて、「つながりとぬくもりの中で豊かに暮らせる町」を築いていくため、全力をあげて取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

々

今定例会に提案しました案件は、条例案件8件、予算案件7件、その他案件3件、人事案件5件でございます。

々

後ほど、担当課長から、これらの説明をさせますので、慎重なご審議をいただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。施政方針とさせていただきます。

議 長

以上で、「町長施政方針」を終わります。

々

次に、日程第5「教育長教育行政執行方針」を行います。

番外谷川教育長。

番外  
谷川教育長

おはようございます。

続いて、教育行政執行方針を読み上げます。

平成31年第1回川本町議会定例会の開会にあたり、教育委員会所管行政に関する主要な方針について申し上げ、町議会の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

急速な人口減少や少子・高齢化、高度情報化の進展など、社会情勢が大きく変化するなかで、住民一人ひとりが主体的に社会に関わり、活力ある地域

番外

谷川教育長

社会を創り出していくことが求められています。

このような中、新学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善をはじめ、道徳や小学校における外国語の教科化、プログラミング的思考の学び、ICTを活用した情報処理能力の向上などが示され、変化の激しい社会に柔軟に対応できる資質・能力の育成が求められているところでもあります。

一方で、家族形態の変容や価値観の多様化、情報技術の発展に伴う人間関係の在り様の変化などを背景として、学校を取り巻く環境も複雑化・困難化しております。教員が児童生徒に必要な学習や指導を持続的に行えるよう、教職員の働き方改革や、学校と地域住民等が力を合わせ学校運営に取り組むコミュニティ・スクールの導入の検討など、新しい教育制度や諸課題の対応が求められております。

川本町教育委員会は、平成31年度最終年次を迎える川本町教育振興基本計画や第5次川本町総合計画、川本町総合戦略などに基づいた教育施策に取り組むとともに、複雑に変化していく教育環境や諸課題に対応して参ります。

また、「総合教育会議」を通して、町長と教育委員会が教育に対する思いを共有し、一体感とスピード感を大切に、平成32年度からの新たな「川本町教育振興基本計画」の策定に向け、今次計画の評価と見直しを確実にを行い、教育に携わるすべての関係者が、それぞれの役割と責務を自覚し、教育行政の推進に努めます。

このような考えのもと教育行政執行方針を各項目に分けて、ご説明いたします。

々

学校教育について申し上げます。

厳しい社会を生き抜くために、子どもたち一人ひとりが自ら学び考え、課題を発見し、その課題を他者と連携・協働しながら解決できる能力を育むことが求められている中、新学習指導要領全面実施に向け、「主体的・対話的で深い学びの実現に向かう授業改善」を進めてまいります。現在、小学校を中心に進めている「学び合い」による授業改善の取り組みを、小学校で培った基礎を活かし、より一層子ども達の力を伸ばしていくために、今後は中学校でも本格的な取り組みを進めてまいります。また、公教育の大切な使命の一つである「全ての子どもたちの学びを保障する」視点から、個に応じた学習支援や生活支援を継続的に実施するための人員を配置するとともに、小さな学校の特長を生かしてきめ細やかな環境づくりを進めてまいります。

異文化を理解する力を育み、グローバル化の進展に適応する人材を育成するため、外国語教育の充実に取り組んでおります。小中学校へ1名ずつ外国語指導助手を継続して配置し、児童生徒等が外国語に親しむ教育環境の充実を図り、小・中学校が連携した外国語の授業や、低学年から外国語に親しみ国際的なコミュニケーション能力と学ぶ意欲の向上を図るためのイングリッシュキャンプを実施するなど、国際的な感性を育む基盤づくりに努めてまいり



番外  
谷川教育長

ます。

パソコンやタブレット端末、インターネットなどの情報通信技術、いわゆるICTを活用する授業に関しては、新学習指導要領に対応した、育むべき子どもたちの資質・能力と学習の基礎となる情報活用能力の育成、授業改善や教員の負担軽減等に資することができるよう、タブレット等のICT機器の充実を行っております。今後はICT支援員の配備などソフト面での環境整備を図ってまいります。

全ての児童生徒が等しく、安心して学ぶことができる教育環境づくりへの取り組みとして、経済的困難を抱える家庭の就学援助制度による支援を行っており、平成30年度入学者から新1年生入学用品費の入学前支給も行っております。平成31年度からは通学費の支給対象者を拡大し、最寄りのバス停からの距離も支給対象とする予定です。さらに、全ての児童生徒が日本スポーツ振興センター災害共済に加入し、学校での事故や怪我に備えることで安心して学校生活を送ることができるよう、「日本スポーツ振興センター保護者負担金給付金」により、保護者の負担軽減を図ってまいります。

教育環境の魅力化につきましては、塾経費や英語検定の受検料などを助成する「自らの学び応援事業」を継続してまいります。中学校では、ほぼ全校生徒が目標を持って英検受検に取り組んでいるところですが、小学校高学年で外国語が教科化されることをきっかけに、小学生向けの英検受検の促進・助成に取り組めます。そのことにより、意欲ある子どもの学ぶ機会の充実と、個々の学力向上を支援するとともに、家庭学習の充実につなげてまいります。

々

次に社会教育について申し上げます。

社会教育につきましては、町民一人一人が、生きがいのある充実した人生を送ることを目指して参加できる多様な学習機会の拡充や、その学習成果を協働による地域づくりの実践に結びつけることが求められています。一人ひとりの個性と社会性を活かしながら、学習ニーズに応じた事業の実施に努めてまいります。

人権・同和教育につきましては、一人ひとりの人権が尊重される差別のない明るい町づくりのため、人権意識の高揚を図る啓発活動の推進を図ります。人権週間にあわせ、町民の人権意識の啓発を促すことを目的に、毎年実施している「川本町人権を考えるつどい」は、町内の小学校・中学校・高等学校がそれぞれの活動や、連携し合った取り組みなど人権に関する学習の発表の場としてもとらえており、より一層学校と連携した取り組みを進めます。また公民館等の活動においても様々な研修機会の充実を図ります。

公民館活動につきましては、生涯学習の中核施設となる公民館は、地域活動の拠点であり、誰もが自由に学習や交流をし、自己研鑽することのできる施設であることが重要です。よりよい地域づくり、人づくりの拠点として、また、町民の身近な学びの場として様々な学習機会の提供に努めてまいります。またこの学習することで見えてくる地域課題や町づくりについて、課題解決

番外  
谷川教育長

や地域のリーダーとなる人づくりに努めて参ります。川本北公民館では平成30年度から地域づくり団体『三原の郷（ごう）未来塾』に施設の管理及び運営を委託し、協働して地域に身近な幅広い活動を行っております。

読書活動につきましては、各世代の読書に親しむ環境づくりが重要であり、町民の多様な学習要望に応えるため、かわもと図書館の充実や、読み聞かせボランティア育成に取り組みます。また、移動図書館や図書館まつりなどの館外活動や、平成30年度から取り組んでいる公民館と連携した「ぶっくんどeリフレ」の実施など、地域での読書機会の拡充や読書普及啓発活動に努めてまいります。幼少期から、読書習慣を定着させるため、ブックスタート等を健康福祉課と連携して推進します。また、小・中学校の図書館には専任の司書を引き続き配置し、学校教育と連携しすべての児童生徒が広く読書活動ができる環境づくりに取り組みます。

ふるさと教育につきましては、「地域の自然、歴史、文化、伝統行事、産業といった教育資源を活かし、学校・家庭・地域が一体となって、ふるさとに誇りを持ち心豊かでたくましい子どもを育むことを目的」とした社会教育の一環であり、子どもたちに「自分たちの地域にある課題に正対することで、地域の一員として地域に貢献したり、地域を大切にしたりする心を培っていくこと」に取り組んでいます。このため、保・小・中・高が縦の連携を図り、地域の皆さんにご協力をいただきながら、ふるさとを知り魅力に気づく体験活動の充実につながっており、地域と連携したさまざまな体験学習を通して、「郷土愛」を育んでまいります。

々

次に文化振興について申し上げます。

悠邑ふるさと会館は、地元住民の文化芸術に親しむ場であり、また文化芸術に携わる方々の練習や発表の場としての役割を果たしてきました。それぞれの立場で文化芸術に関わり、町民のコミュニケーションや生き甲斐づくり、それらを通じた地域の活性化などにもつながるものであると認識しています。今後も引き続き、関係団体の支援・育成などを推進し、地域に根ざした個性豊かな文化の創造に努めます。また、先般、大ホールで指揮を振るわれた宮川彰氏みやがわ あきらから全国でも有数の響きの良いホールであると高評価をいただきました。児童・生徒に芸術文化に接する機会を提供し、情操を養い、感性の伸長を図るとともに、多くの町民の皆さんに音楽の町の財産であることを再認識していただけるような事業展開をしております。

文化財保護につきましては、風土や自然、そして、そこに住む人々の営みの中で生まれ、長い歴史の中で守り伝えられてきた町民の貴重な財産であり、適切な保護・調査と整備、活用を図るとともに、普及・啓発に努めます。県史跡に指定された「丸山城跡」につきましては、曲輪や登城路の草刈や除伐など、史跡の適切な管理を行います。

々

次にスポーツ振興について申し上げます。

番外  
谷川教育長

スポーツの振興につきましては、人格の形成、体力の向上や心身の健康増進を図るとともに、私たちに多くの夢や感動・楽しみをもたらし、活力に満ちた社会を形成するうえで欠かすことのできない大切な役割を果たしています。

そのため、それぞれの体力や年齢に応じた多様なスポーツや体力増進に取り組むことができるよう、スポーツ推進委員及びかわもとスポーツクラブや川本町体育協会と連携して各種スポーツ大会やスポーツ教室を開催するほか、中高年者へのスポーツ推進として、ニュースポーツや軽スポーツなどスポーツに親しむことのできる環境づくりを、地域や福祉事業などと連携して取り組んでまいります。

々

次に都市交流について申し上げます。

姉妹都市縁組みから33年目を迎える、広島県坂町との交流事業の中で、夏と冬に行っている小学生の交流では、本町からの参加者の増加を図りながら、自然体験などをおして交流事業を継続しております。公民館活動として行っている女性交流会や、団体交流として長年続いている少年野球チームの交流も引き続き支援して参ります。さらに、職員人事交流をきっかけに、平成29年度から始まったペタンク協会同士の交流など、新たな団体交流の橋渡しについても進めて参ります。

々

以上、平成31年度の教育行政執行方針について申し上げます。

々

川本町の自然豊かな地域素材や人材を生かし、家庭・学校・地域が一体となった教育活動を大切に、地域に根差した教育を進めることが大切です。町民の皆さん並びに町議会議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

議 長

以上で、「教育長教育行政執行方針」を終わります。

々

ここで暫時休憩を致します。10時50分より再開を致します。  
(午前10時40分)

々

会議を再開します。  
(午前10時50分)

々

お諮り致します。

この際「日程第6、議案第4号、川本町特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定について」から、「日程第28、議案第26号、川本町農業委員会農業委員の選任について」までを、一括議題としたいと思っておりますが、これにご異議はありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

々 よって、そのように「決定」致しました。

々 執行部から、議案ごとに順次提案理由の説明を求めますが、今議会におきましては、提案説明者並びに事務局長からの議案書の朗読は省略します。それでは、執行部から、議案ごとに順次提案理由の説明を求めます。

々 はじめに、「日程第6、議案第4号」について説明を求めます。  
番外森川総務財政課長。

番外森川総務財政課長 それでは、「議案第4号」について、ご説明申し上げます。  
本議案は、川本町特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。  
説明資料の方でご説明をさせていただきますので、捲っていただきまして、2ページのところに説明資料がございますので、こちらの方をご覧ください。  
今回の一部改正は、川本町住宅新築資金等貸付事業特別会計と地域情報通信事業特別会計の廃止を行うものであります。  
提案理由をご覧ください。  
まず、川本町住宅新築資金等貸付事業特別会計の廃止でございます。本事業は、昭和52年度に事業を開始して以降、特別会計で運営をしておりますが、平成2年度に貸し付け事業を終了しており、事業実施に併せて借り入れた地方債の償還も平成18年度に完了をしております。これ以後は貸付金の徴収業務のみを行っておりますが、特別会計で運営する必要がないことから、平成30年度末をもって特別会計を廃止し、以降は一般会計で処理をさせていただきたいというものでございます。なお、平成30年度末貸付金残高見込みは、2,760千円でございます。  
次に、川本町地域情報通信事業特別会計の廃止でございます。本事業は、平成22年度に町内全域に光ファイバー網を整備したことを受けて、平成23年度に当特別会計を設置し、事業の運営を開始しましたが、独立採算制に乏しく、特別会計に馴染まなかったことなどから、平成24年度から現在に至るまで一般会計で運営している状況でございます。  
今後も特別会計で運営する予定はございませんので、この度、廃止をするものでございます。  
今回の条例改正では、この2つの特別会計を削除します。3ページに新旧対照表がございますが、これをご覧くださいますと、第1条のところの特別会計の設置に関する条項でございますが、この第1条の整理を行います。

番外森川総務財政課長

第3号及び第6号を削除し、第4号を第3号に、第5号を第4号にするものであります。

なお、川本町住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、平成30年度決算については、これまでどおり出納整理期間を設けることとし、附則に経過措置の規定を設けるものでございます。

なお、この条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。以上でございます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長

続いて、「日程第7、議案第5号」について説明を求めます。番外杉本まちづくり推進課長。

番外杉本まちづくり推進課長

それでは、「議案第5号、多田地区定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、説明致します。

次ページをご覧ください。この条例は、多田地区に整備しました定住促進住宅の設置及び管理について定めているものであります。今年度、新たに4戸の住宅整備を行っておりますので、別表中の戸数を3戸から7戸に改めるものでございます。

なお、附則と致しまして、この条例は、平成31年4月1日より施行する事としております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

続いて、「日程第8、議案第6号から、日程第10、議案第8号」について説明を求めます。番外湯浅産業振興課長。

番外湯浅産業振興課長

それでは、「議案第6号、川本町森林環境整備基金条例の制定について」、ご説明申し上げます。

今回設置します、川本町森林環境整備基金につきましては、平成31年度から公布される森林環境譲与税の用途につきまして、事業費と支出する他に基金として積み立てる事が出来るため、基金条例を制定するものです。

次のページをご覧ください。

当基金条例は7条だてになっております。第1条の設置では、森林環境譲与税の主旨として林業の成長産業化と森林資源の管理を図るために要する経費に充てるため、川本町森林環境整備基金を設置する事とします。第2条から第5条までは、一般的な基金条例に盛り込まれている内容になっております。第6条の処分は、必要がある時はその全部又は一部を処分する事が出来るとしております。森林の整備施業の実施、担い手対策など、本制度の主旨に則った事業を実施致します。

なお、附則と致しまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

番外湯浅産  
業振興課長

続きまして、「議案第7号、川本町総合交流ターミナル施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明申し上げます。今回の条例改正は、利用料金の改定をするものでございます。

資料2ページの新旧対照表をご覧ください。利用料を示した別表を改正するものでございます。現在は、実態として運用していない1日入浴料の区分を削ります。次に、1回入浴料の区分ですが、中学生以上は360円を450円に。65歳以上と身体障害者及び小学生の区分は、これを2つに分けて1つは65歳以上と身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかの交付を受けている者として、250円が400円に。2つ目が小学生で250円を300円とするものです。この料金改定は、昨年9月議会で指定管理の公募について説明しましたとおり、施設の収支を見直すために利用料金の改定を前提に指定管理料の積算を行った事を説明させていただきましたが、それに伴う改定でございます。

なお、この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

々

次に、「議案第8号、川本町企業立地支援貸付条例を廃止する条例の制定について」、ご説明申し上げます。

本議案は、川本町企業立地支援貸付条例につきまして、基金残高の減少により、今後、事業の継続する事が困難であるため廃止するものであります。

次のページを、ご覧ください。条例案でございますが、附則で、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

また、経過規定としまして、旧川本町企業立地支援貸付条例第13条第1項に基づき、貸付を受けている貸付金の、これは同じく第6条(第)1項に規定する返済、そして同じく第19条第1項に規定する返済金相当額の交付としまして、これは操業開始以後、7年以上継続して新規雇用者のある状態で操業している場合の返済額の給付でございます。そして、第20条(第)2項の残余の返済義務免除については、条例廃止後もその効力を有するものでございます。

次のページを、ご覧ください。提案理由でございますが、この事業の財源であります「雇用創出基金」は、本年度末に実質11,923千円となる見込みです。その他の基金取り崩し事業と現在、本事業により貸し付けています2件につきましても、要件を満たした際には一括返還交付する必要があるため、本事業によるこれ以上の貸付は困難であるためでございます。

これまでの経緯でございますが、平成21年度に基金を創設したのち、平成23年度及び28年度に2つの企業にそれぞれ10,000千円を貸し付けております。その返済に対する返還交付は、平成31年度及び36年度に予定されております。また小売店等持続化支援補助金としても記載のとおり取り崩し実績がございました。

説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長

続いて、「日程第11、議案第9号」について説明を求めます。  
番外高良町民生活課長。

番外高良町  
民生活課長

それでは、「議案第9号、川本町税条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。説明資料、4ページをご覧くださいませ。

この度の一部改正は、自動車税及び軽自動車税に、新たに導入される環境性能割についてであります。図の左が現行制度、右が、平成31年10月以降のしくみとなっております。

まず、現行制度でございますが、現在、自動車を取得した際には、自動車取得税が課せられておりますが、地方税法の改正により、今年10月から、自動車取得税は廃止されます。そして、10月以降は、自動車税、軽自動車税、それぞれに環境性能割が導入されることが決まっております。10月1日以後に、取得されたものに対して適用されます。

このうち、軽自動車に係る環境性能割は町税となりますが、賦課徴収は当分の間、市町村ではなく、県が行うこととなっております。

そのため、この度の一部改正は、この図の、右側、減免ルール調整という部分となりますが、県が、賦課徴収の主体となることに伴い、円滑な事務執行のため、非課税、減免、課税免除については、県税の自動車税環境性能割と、町税の軽自動車環境性能割、それぞれの、対象車両の範囲や考え方を、県内統一の取扱いとすることが不可欠であることから、条例改正を行うものであります。

続いて、5ページをご覧くださいと思います。こちらが、改正後、10月以降の非課税・減免・課税免除の対象車両となります。

対象車両は、現在の自動車取得税の内容を同じように引き継ぐものであり、まず左の県税となる、自動車税環境性能割の範囲が定められ、条例改正は、この内容に軽自動車税の環境性能割もなるものであります。

今回の改正により、拡充された部分は、一番上の非課税の枠に、日本赤十字社が所有となる場合の、車両が記載されておりますが、このうち(4)と(5)が、新たに追加されました。

そのほかにつきましては、自動車取得税における内容を、引き継ぐこととなりますが、下の課税免除の枠に記載されている(1)には、へき地巡回診療を行う、といったケースがございます。先般の全員協議会においては説明不足でございましたが、この場合も、リース車ではなく、取得の場合には課税免除となります。

なお、施行日は、平成31年10月1日でございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

続いて、「日程第12、議案第10号」について説明を求めます。  
番外瀬上教育課長。

番外瀬上教育課長

それでは、「議案第10号、川本町立小・中学校児童生徒通学費支給条例の一部を改正する条例の制定について」、説明いたします

最終ページに説明資料を付けておりますので、そちらをご覧ください。

提案理由につきましては、教育の機会均等の趣旨に基づく保護者の負担軽減と、通学時の安全確保を目的として、児童生徒への通学費支給基準を改正するものであります。

改正点としては、1つ目は支給対象者の通学距離を見直しております。小学生はこれまで4キロメートル以上としていたものを2キロメートル以上です。

なお、中学生は変更ありません。

2つ目は新たに支給対象者に自宅から最寄りの停留所までの距離が2キロメートル以上の小学校児童及び中学校生徒を追加します。

なお、この条例の施行期日は、平成31年4月1日からでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

続いて、「日程第13、議案第11号」について説明を求めます。  
番外森川総務財政課長。

番外森川総務財政課長

それでは、「議案第11号」について、ご説明を申し上げます。

本議案は、平成30年度川本町一般会計補正予算（第5号）で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3千2百11万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、43億2千2百99万6千円とするものでございます。

詳細につきましては、予算説明資料でご説明を申し上げますので、予算説明資料の18ページ、まずは歳出の方をご覧ください。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。その中でも、主なものをご説明申し上げます。

第2款、総務費でございます。

ふるさと納税推進事業、1千3百96万6千円は、平成30年度のふるさと納税の実績が30,000千円を超えております。これに伴い、返礼品代、ふるさと納税事務委託料、クレジット決済手数料の予算をそれぞれ増額するものであります。

次に、田窪集会所大規模改修事業、6百54万円の減額は、今年度改修工事を予定しておりました、田窪集会所におきまして、当初予定をしておりませんでした雨漏りがあることがわかり、状況を確認し応急措置をしておりました。そして経過を見ておりましたが、その結果、屋根の改修が必要となりました。今年度の事業と併せると予算が不足するため、補正予算を計上し、繰越により工事をすることも検討致しましたが、財源となる辺地債の割り当てが、この集会所改修分としては、今年度に追加できないことから、30年度は全額を減額し、31年度当初にあらためて予算を計上させていただき、



番外森川総  
務財政課長

改修工事を実施したいと考えております。

なお、新年度予算の改修費用としましては、1千50万円を予算計上しております。

次に、ふるさと思いやり基金積立金、3百79万1千円は、平成30年度の実績により増額するものであります。

次に、生活バス路線確保対策補助金、3百27万円の減額は、事業費が確定しましたので減額をするものでございます。

次に、悠邑ふるさと会館浄化槽ブローア―修繕、1百6万7千円は、浄化槽のブローア―の故障により修繕を行うものでございます。

次に、3款、民生費でございます。

後期高齢者医療特別会計繰出金、7百92万円の減額は、後期高齢者医療特別会計におきまして、前年度分の療養給付費負担金の返還金がありましたので、町からの繰出金7百92万円を減額するものでございます。

次に、養護老人ホーム措置費、1百11万8千円は、入所者の増加に伴い増額するものでございます。

次に、未熟児養育医療給付事業、88万6千円は、実績により増額するものでありますが、長期の入院・治療を必要とする該当者から申請があったことから増額をするものであります。

次に、川本町福祉施設整備補助金、26万5千円は、因原保育所の園庭フェンス修繕のための補助金であります。

次に、4款、衛生費でございます。

公立邑智病院負担金、3百8万1千円の減額は、事業費の確定に伴い減額をするものであります。

次に、6款、農林水産業費でございます。

大田邑智地区広域農道保全対策事業、8百78万9千円の減額は、大邑4工区農道の<sup>のりめんほご</sup>法面保護、<sup>のりわくこうじ</sup>法枠工事に関しまして、事業費の確定に伴い減額するものでございます。

次に、8款、土木費でございます。

町道三原古市線整備事業、2千6百9万9千円の減額は、社会資本整備総合交付金の交付決定金額の確定により事業費の減額をするものでございます。

次に、9款、消防費でございます。

江津邑智消防組合負担金、1百18万4千円の減額は、事業費の確定による、減額でございます。

次に、10款、教育費でございます。

小中学校への空調設備整備事業、7百33万7千円は、小学校の2部屋と中学校の5部屋、それぞれ特別教室でございますが、それら7部屋のエアコン設置に伴う工事費でございます。国からの補助金及び起債により実施を致します。

次に、運動公園水道施設修繕、1百60万8千円は、運動公園の取水井戸

番外森川総務財政課長

が、消防署の江の川沿いにございますけども、その取水ポンプが故障いたしましたので、取り替え修繕を行うものでございます。

次に、中世川本・石見小笠原氏史料集印刷費、1百40万円の減額は、編纂<sup>へんさん</sup>内容の見直しにより、来年度に印刷を行う事と致しました。そのため、今年度分の予算を減額するものでございます。

々

次に、歳入について、ご説明を申し上げます。

1枚、戻っていただきまして、17ページをご覧ください。

こちらにつきましても主なものをご説明を致します。

はじめに、11款、分担金及び負担金でございます。

老人福祉施設入居者負担金、32万4千円は、入所者数の増加により増額をするものでございます。

次に、13款、国庫支出金でございます。

社会資本整備総合交付金、1千5百70万8千円の減額は、町道三原古市線整備事業につきまして、交付決定額の確定に伴い減額するものでございます。

次に、ブロック塀・冷房施設設備対応臨時特例交付金、2百35万5千円は、小・中学校の特別教室7教室の空調整備事業に係る補助金で、補助率は3分の1でございます。

次に、未熟児（養育）医療給付費負担金でございますが、国庫支出金のところで44万3千円と、14款の県支出金を見ていただきますと、そちらにも同じ項目で22万1千円がございます。これは、歳出でご説明しましたとおり長期の入院・治療を要する該当者の申請があったことから実績により増額するものでございます。

次に、14款、県支出金でございます。

しまね定住促進住宅整備支援事業補助金、93万円は、この補助金につきましては定住促進住宅整備、定住促進の集合住宅整備や空き家バンク登録支援事業に係る県からの補助金でございますが、該当事業の額の確定に伴い増額をするものでございます。

次に、16款、寄附金でございます。

ふるさと思いやり基金寄附金、1千7百75万7千円は、実績による増額するものであります。

1月29日現在、通常分が2千5百60万7千円、730件、災害支援分は4百39万3千円、169件でございます。

続いて、17款、繰入金でございます。

財政調整基金繰入金、1千6百70万円の減額は、財源不足に充てるため基金の取り崩しを予定しておりましたが、今回の補正で1千6百70万円の取り崩しをやめるものでございます。

次に、ふるさと思いやり基金繰入金、26万5千円は、因原保育所の園庭フェンス修繕費用に充てるため取り崩しをするものでございます。

番外森川総  
務財政課長

次に、19款、諸収入でございます。

災害救助法の適用に伴う災害救助に要する経費の県負担金、1億6,520千円でございますが、これは昨年の7月豪雨災害に伴う避難所の設置や運営費、食事や飲料水の供給に係る費用などの県からの負担金でございます。

次に、20款、町債でございます。

町道三原古市線整備事業債、1億1,400万円の減額は、社会資本整備総合交付金の交付決定額が減額となりましたので、それに伴い事業費の減額をするものでございます。

次に、大田邑智地区広域農道保全対策事業債、8,800万円の減額は、大邑第4工区農道の法面保護、法枠工事における事業費の確定に伴い減額するものでございます。

次に、田窪集会所施設整備事業債、6,500万円の減額は、歳出でもご説明いたしましたが、来年度に雨漏り修繕も含めまして、改めて改修工事を行わせていただく事とし、今年度の事業費の減額をするものでございます。

次に、学校教育施設等整備事業債、4,900万円は、小・中学校への空調整備事業に伴う国の交付金の残額に充てるものでございます。交付税算入率が60%の補正予算債を充てるものでございます。

それでは、続きまして、19ページをご覧ください。第3表でございます。

こちらは、地方債の補正でございます。先ほど歳入のところでも申し上げましたが、集会施設整備事業、6,500万円の減額は、田窪集会所改修工事の今年度事業の見送りをするため、減額するものでございます。

次に、道路整備事業、2,200万円の減額は、町道三原古市線道路新設工事、そして県営農道保全対策事業の事業費の確定に伴い減額をするものでございます。

次に、義務教育施設整備事業、4,900万円は、小中学校の空調設備整備事業に伴い、借入れを新たにすることでございます。

以上のとおり今回の補正で2億1,180万円を減額致します。

この結果、今年度の地方債の発行限度額は、6億1,991万3,700円となる見込みでございます。

々

次に、20ページに基金の状況がございますので、そちらを先にご説明をさせていただきます。20ページをご覧ください。

まず、財政調整基金、1億6,700万円と定住促進基金、1,000万円、江の川流域活性化基金、25万円の取り崩しをやめ、新たに、ふるさと思いやり基金、26万5,000円を取り崩します。

また、定住促進基金、1億1,700万円の積み立てをやめ、新たに、ふるさと思いやり基金3億7,911,000円を積み立てます。

々

この結果、今年度末の基金残高見込額は、19億3,811万7,000円となる見込みでございます。

番外森川総務財政課長

それでは又、お手数を掛けますが1ページ戻っていただきまして、19ページ第2表をご覧ください。繰越明許費の関係でございます。

次年度に繰越をいたします事業は、これから申しますとおりでございます。

まず、2款、総務費、石見川本駅保線区管理事務所解体事業、1千3百23万4千円を繰り越すものであります。

同じく総務費、川本町起業家育成事業、4百万円を繰り越すものであります。

次に、6款、農林水産業費でございます。

その中の、1項、農業費、農林業振興施設管理事業、弥山荘の関係でございますが、1百60万円を繰り越すものであります。

同じく農林水産業費、農業費、農地耕作条件改善事業、田窪・北佐木地区の事業でございますが、1千3百33万3千円を繰り越すものでございます。

次に、農林水産業費の2項、林業費、林地崩壊防止対策事業、1百12万5千円を繰り越すものでございます。

次に、8款、土木費でございます。

橋梁長寿命化事業につきまして、6百28万3千円を繰り越すものでございます。

同じく土木費、町道中倉日向線改良事業、2千2百91万円を繰り越すものでございます。

同じく土木費、町道三原古市線整備事業、9千2百31万4千円を繰り越すものでございます。

次に、10款、教育費でございます。

学校教育施設空調整備事業、7百33万7千円を繰り越すものでございます。

次に、11款、災害復旧費でございます。

4項、文教施設災害復旧費、中学校施設災害復旧費、7百89万2千円を繰り越すものでございます。

5項、その他公共・公用施設災害復旧費、1千8百41万5千円を繰り越すものでございます。

以上でございます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長

続いて、「日程第14、議案第12号」について説明を求めます。

番外左田野健康福祉課長。

番外左田野健康福祉課長

「議案第12号、平成30年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について説明させていただきます。

このたびの補正予算では、歳入歳出の総額の変更はございません。

最終ページに資料をつけておりますので、そちらをご覧ください。

今回の補正は、平成29年度分の療養給付費について、費用の確定に伴い7,920千円が返還されることになりましたので、その額を諸収入の療養

番外左田野 給付費負担金返還金に計上し、一般会計の補正予算に計上しておりますとお  
健康福祉課 り、同額を繰入金の事務費繰入金から減額するものでございます。  
長 以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 続いて、「日程第15、議案第13号」について説明を求めます。  
番外森川総務財政課長。

番外森川総 それでは、「議案第13号」について、ご説明を申し上げます。  
務財政課長 本議案は、「平成31年度川本町一般会計予算」でございます。  
当初予算の規模は、川本町総合戦略の最終年度として、人口減少対策の  
目標達成に向けた事業を中心に重点的に取り組むこととし、その中心の事  
業として位置づけられる企業誘致の関連事業費、そして弓まちづくりセ  
ンター事業を特別枠として配分し、優先的に取り組むこととして、予算編  
成を行いました。

31年度の一般会計当初予算額は、前年度当初予算に比べ、11億137万6千円、28.1%増額の50億2,449万4千円と定めるもので  
ございます。

増因の主な理由は、まちごと魅力化センター整備事業6億2,669万  
円、かわもと音戯館大規模改修事業7,500万円、防災倉庫整備事業3,  
560万円、公衆無線LAN環境整備事業2,022万円などございま  
す。

それでは、大手元の資料、この議案のずっと後ろの方になります、ピン  
ク色の紙が付いておりますけれども、予算説明資料というのがですね議案  
の後半、最後4分の1ぐらいのところでございます。そちらの予算説明資  
料ピンク色以降の17ページをご覧ください。その17ページのところにて  
すね、31年度当初予算の歳入・歳出の内訳表がございます。

先ほど申しましたように、31年度の当初予算の歳入歳出の総額は、こ  
のところ記載しているわけですがけれども、30年度の当初予算が39億  
2千3百11万8千円ございました。これに対しまして11億137万  
6千円、28.1%増額の50億2千4百49万5千円と定めるもので  
ございます。

歳入の方ですね、歳入の区分9を見ていただきますと、こちらに地方  
交付税の事を挙げておりますけれども、前年度より1億4千5百99万5  
千円、7.8%の増額の20億2千5百67万5千円を見込んでおります。

次に、20ページをご覧くださいませ。

(「課長すみません。先ほどの歳入の合計のところの数字を、もう一度。)

違いましたですか。

(「50億・・・」)

50億50億2千4百49万4千円でございます。たいへん失礼致しま

番外森川総務財政課長

した。

それでは、申し訳ございませんでした。20ページご覧下さい。地方債の内訳がございます。

地方債の発行額は、31年度普通建設事業費などは増額する事によりまして、12億6千7百4万1千円とするものでございます。

続いて、その下の基金の内訳でございますが、財源不足が生じたので財政調整基金1億7,300万円を取り崩し、対応するものでございます。

この結果、31年度末の基金残高は17億1千26万5千円となる見込みでございます。

なお、詳細につきましては、後ほど設置予定の予算特別委員会においてご説明を申し上げます。

以上、平成31年度川本町一般会計予算の概要説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

議長

続いて、「日程第16、議案第14号から、日程第17、議案第15号」について説明を求めます。番外左田野健康福祉課長。

番外左田野健康福祉課長

「議案第14号、平成31年度川本町国民健康保険事業特別会計予算について」説明させていただきます。

平成31年度の国民健康保険事業特別会計の予算総額は、歳入歳出共に454,348千円としております。

この予算総額は、前年度と比較して、67,496千円、約13%の減額となっております。

医療費につきましては、依然として高い傾向にはありますが、落ち着いた動きとなっている関係もあり、保険給付費等の減額が大きな要因となっております。

詳細につきましては、後ほど設置予定の、予算特別委員会で説明させていただきます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

々

続きまして、「議案第15号、平成31年度川本町後期高齢者医療特別会計予算について」説明させていただきます。

平成31年度の後期高齢者医療特別会計の予算総額は、歳入歳出共に132,713千円としております。

この予算総額は、前年度と比較しまして、1,105千円、0.8%減額となっております。

詳細につきましては、後ほど設置予定の、予算特別委員会で説明させていただきます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長	<p>続いて、「日程第18、議案第16号から、日程第19、議案第17号」について説明を求めます。番外宇山地域整備課長。</p>
番外宇山地域整備課長	<p>それでは、「議案第16号、平成31年度川本町簡易水道事業特別会計予算」について、ご説明申し上げます。</p> <p>歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6千8百13万5千円と定めるものでございます。</p> <p>予算総額につきましては、対前年比60.6%、1億9百29万2千円の減額となっております。</p> <p>主な要因と致しましては、歳出につきまして、浄水場の改良及び管路付設替えで行ってまいりました、簡易水道再編推進事業及び生活基盤近代化事業の終了によるものでございます。</p> <p>詳細につきましては、後ほど設置予定の予算特別委員会で説明を致しますので、ご審議のほど、よろしくお願いを致します。</p>
々	<p>続きまして、「議案第17号、平成31年度川本町農業集落排水処理事業特別会計予算」について、ご説明申し上げます。</p> <p>歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ51,142千円と定めるものでございます。</p> <p>予算総額につきましては、対前年比75.6%、16,505千円の減額となっております。</p> <p>主な要因と致しましては、歳出につきまして、中継ポンプの更新工事の終了に伴うものでございます。</p> <p>詳細につきましては、後ほど設置予定の予算特別委員会で説明を致しますので、ご審議のほど、よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>続いて、「日程第20、議案第18号」について説明を求めます。番外森川総務財政課長。</p>
番外森川総務財政課長	<p>それでは、「議案第18号」について、ご説明を申し上げます。</p> <p>本議案は、専決処分の承認を求めることについてであります。</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。</p> <p>専決処分の事項は、川本町公<sup>おおやけ</sup>の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。</p> <p>専決年月日は、平成31年2月1日でございます。</p> <p>1月の臨時会で、川本町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の一部改正を議決していただきました。</p>

番外森川総務財政課長

この条例改正では、指定管理者の選定にあたり、公募しなくても指定管理者を選定できるという規定を1条追加を致しました。この(第)5条にこれを追加を致しましたが、この条以下が1条ずつ、条のズレが生じました。この結果、他の条例に条文を引用している条例がございましたので、その影響を受けましたので、その部分を一部改正を行う専決処分をしたものでございます。

次のページをご覧ください。

専決第1号でございます。

川本町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。影響が出ました条例につきましては、下の2つの条例でございます。1つが、川本町都市公園条例、もう1つが三原まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例でございます。

いずれも、当該施設について指定管理者による管理をするという条項の中に、今回の条文が引用されておりました。川本町都市公園条例の一部改正では第4条におきまして、「第7条第1項」を今回、「第8条第1項」に改めます。また、三原まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例では第12条中の「第7条」を「第8条」に改めるものでございます。

以上でございます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長

続いて、「日程第21、議案第19号から、日程第23、議案第21号」について説明を求めます。番外杉本まちづくり推進課長。

番外杉本まちづくり推進課長

それでは、「議案第19号、川本町過疎地域自立促進計画の一部変更について」、説明を致します。川本町過疎地域自立促進計画につきまして、変更の必要が生じたので、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次ページ以降には、参考資料として、平成31年度及び計画期間中の事業費等について変更前後の比較資料を添付しております。

9ページの説明資料をご覧ください。

変更理由につきましては、計画年度である平成28年(度)から平成32年度の間、過疎債を活用し、新規に実施する事業を追加するものでございます。追加する事業と致しまして、施策区分1. 産業の振興。増殖及び養殖施設に、アユ種苗生産施設整備事業。施策区分3. 生活環境の振興。ごみ処理施設に最終処分場施設整備事業。施策区分6. 教育の振興。集会施設に、川本町まちごと魅力化センター整備事業。施策区分8. 集落の整備。特別事業(ソフト事業)に、弓市地区魅力化事業を、それぞれ追加するものでございます。以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

々

続きまして、「議案第20号、辺地に係る総合整備計画の一部変更につい



番外杉本ま  
ちづくり推  
進課長

て」、説明致します。三原辺地に係る総合整備計画につきまして、変更の必要が生じたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための特別措置等に関する法律第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次ページには、三原辺地に係る総合計画を添付しております。

その次のページの説明資料を、ご覧下さい。

変更理由につきましては、計画年度である平成29年から33年度の間に辺地債を活用し、新規に実施する事業の追加及び予定している事業の事業費を変更するものでございます。

整備計画の追加と致しまして、白地地区の携帯電話等エリア整備事業の追加。事業費の変更と致しまして、田窪自治会館の集会施設整備事業の事業費を増額するものでございます。以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

々

続きまして、「議案第21号、辺地に係る総合整備計画の策定について」、説明を致します。辺地に係る総合整備計画につきまして、更新及び策定の必要が生じたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための特別措置等に関する法律第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次ページの、笹畑・湯谷・三俣辺地でございますが、平成29年度で計画が完了しておりますので、平成30年度から先5年間の計画を更新するものでございます。

なお、新元号が決定しておりませんので、計画終了年度を西暦で表現しております。ご了承ください。

裏面の、田原・絵堂辺地につきましては、新規に事業計画が予定されたため、計画を再計し策定するものでございます。

次ページの説明資料をご覧下さい。

笹畑・湯谷・三俣辺地計画につきまして、継続する事業として、大田邑智地区広域農道保全事業負担金（改良事業）、町道長光寺線橋梁長寿命化事業。新規事業と致しまして、町道三原三谷線防災・減災事業、穀物乾燥調整施設整備事業を追加するものでございます。

田原・絵堂辺地につきましては、絵堂地区の携帯電話等エリア整備事業を実施するために、新規に計画を策定するものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議 長

続いて、「日程第24、議案第22号から、日程第28、議案第26号」について説明を求めます。番外三宅町長。

番外  
三宅町長

「議案第22号、川本町農業委員会農業委員の選任について」。

下記の者を川本町農業委員会農業委員に選任することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

番外 三宅町長	<p>住所、島根県邑智郡川本町大字川本1711番地。          氏名、<sup>ふくたによしひこ</sup>福谷善彦。生年月日、昭和29年11月19日生まれ。          平成31年3月8日提出。川本町長 三宅 実。</p>
々	<p>「議案第23号、川本町農業委員会農業委員の選任について」。          下記の者を川本町農業委員会農業委員に選任することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。          住所、島根県邑智郡川本町大字南佐木336番地。          氏名、<sup>とだあきら</sup>戸田 昭。生年月日、昭和30年10月8日生まれ。          平成31年3月8日提出。川本町長 三宅 実。</p>
々	<p>「議案第24号、川本町農業委員会農業委員の選任について」。          下記の者を川本町農業委員会農業委員に選任することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。          住所、島根県邑智郡川本町大字川本854番地。          氏名、<sup>おおさきこきよえ</sup>大迫清恵。生年月日、昭和30年9月2日生まれ。          平成31年3月8日提出。川本町長 三宅 実。</p>
々	<p>「議案第25号、川本町農業委員会農業委員の選任について」。          下記の者を川本町農業委員会農業委員に選任することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。          住所、島根県邑智郡川本町大字川下834番地。          氏名、<sup>じょうのうきよたか</sup>城納清隆。生年月日、昭和30年12月8日生まれ。          平成31年3月8日提出。川本町長 三宅 実。</p>
々	<p>「議案第26号、川本町農業委員会農業委員の選任について」。          下記の者を川本町農業委員会農業委員に選任することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。          住所、島根県邑智郡川本町大字三原515番地。          氏名、<sup>かまだゆうじ</sup>釜田雄二。生年月日、昭和25年10月13日生まれ。          平成31年3月8日提出。川本町長 三宅 実。          よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>以上で、執行部からの提案理由の説明を終わります。</p>
々	<p>これより全体審議、質疑を行います。</p>

議 長

ここで、全員協議会に切り替えます。

(全員協議会に切り替える～議案第4号より26号まで質疑)

々 議案第4号から第26号までの質疑を行いますが、各会計の当初予算議案の第13号から第17号までの5議案は、後ほど設置していただきます予算特別委員会で審査・質疑を行っていただきますので、この場での質疑は除きます。

々 「議案第4号、川本町特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を行います。

々 質疑はありませんか。質疑ありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々 次に、「議案第5号、多田地区定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を行います。

々 質疑はありませんか。質疑ありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々 次に、「議案第6号、川本町森林環境整備基金条例の制定について」の質疑を行います。

々 質疑はありませんか。質疑ありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々 次に、「議案第7号、川本町総合交流ターミナル施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を行います。

々 質疑はありませんか。質疑ありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々 次に、「議案第8号、川本町企業立地支援貸付条例を廃止する条例の制定について」の質疑を行います。

々 質疑はありませんか。7番大畑議員。



議 長	次に、「議案第11号、平成30年度川本町一般会計補正予算（第5号）」の質疑を行います。
々	質疑はありませんか。5番植田議員。
5番 植田議員	左田野課長に、ちょっとお聞きします。保育園の堰堤のフェンス、これのやり直しがありますよね。この土地は民地を借地で借りておりますが、その借地代ってというのは、どのようになっていますか。
議 長	番外左田野健康福祉課長。
番外左田野 健康福祉課 長	当該施設につきましては、現在、保育所を運営しておられます福祉会の方が借りておられて、そちらの方で経理しておられるというふうに認識しております。
議 長	5番植田議員。
5番 植田議員	借入金額はわかりますか。年、幾らで借りておられるとか。
議 長	番外左田野健康福祉課長。
番外左田野 健康福祉課 長	たいへん申し訳ありませんが、今の時点でこちらの方では把握しておりませんので、明日ならお調べして連絡させていただきます。
議 長	はい、5番植田議員。
5番 植田議員	あの、なぜこういう事を聞くかっていう事ですけども、要は借地代に対して借地代が安い場合、当然フェンスはこちら側で補助金を出して福祉会の方でやり替えられるっていう事は有りだと思っておりますが、じゅうぶんな借地代が出ておるんであれば、地主さんの負担という事も考えられますので、その辺の金額をまた後でよろしいですので教えてください。
議 長	はい、他に質疑ありませんか。3番高良議員。
3番 高良議員	総務費の、ふるさと納税事務委託費が補正であがっている訳ですが、これは%でやられていると聞いた記憶がある訳ですが、その内容について%で一括で括っても良いような内容なんでしょうか。
議 長	番外湯浅産業振興課長。

番外湯浅産業振興課長 返礼品の業務なんです、これは一律にですね、13%で決まっております、これは1万円の寄附でも1千万、1億の寄附でも、その%です、当然、額が多ければ多いほど、業者にとっては有利なものというふうになる訳でございますが、現在その事務代行としては%で一律行っております。

議長 3番高良議員。

3番高良議員 やられているという事は分かるんですが、その内容について、はたしてそれが適正な金額かどうかの検証をしてください。それだけ言っておきます。

議長 他にありませんか。  
(「・・・・」)

々 質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々 次に、「議案第12号、平成30年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」の質疑を行います。

々 質疑はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 次に、「議案第18号、専決処分の承認を求めることについて《川本町<sup>おおやけ</sup>公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について》」の質疑を行います。

々 質疑はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々 次に、「議案第19号、川本町過疎地域自立促進計画の一部変更について」の質疑を行います。

々 質疑はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 次に、「議案第20号、辺地に係る総合整備計画の一部変更について」の質疑を行います。

議 長	質疑はありませんか。7番大畑議員。
7番 大畑議員	2、3日前だったと思いますけれども、財政の方にちょっとこの件でお伺いしたんですけれども、ごみ処理施設がありますよね、これは過疎債でやるという事になっていきますけれども、これはなぜ辺地債で使えないかという事をお尋ねしたんですけれども、その理由は分かりましたら教えてください。
議 長	はい、番外左田野健康福祉課長。
番外左田野 健康福祉課 長	前、財政していたところで答えさせていただく私の範囲で答えさせていただければ、辺地債が認められる事業については、辺地に住んでおられる方の利用がある一定程度の割合を占めるというところが謳われていたように思います。そうしたところからいうと広く全町を対象にするものについては難しかったのではないかなというふうに思っております。それ以前についてはもし必要があれば又、担当課の方でお調べする事とさせていただきます。
議 長	はい、7番大畑議員。
7番 大畑議員	これは来年度も事業があって、その次も事業がある訳ですね。そうすると今年度は1億2千万ぐらいだったですかね、川本町の負担分がですね。そうするとその辺地債と過疎債で1割違うわけですね。そうすると1千万以上のお金が単年度で変わってきますので、そのちょっと理由がちょっとよく私には理解出来ないんで、もし出来るものならそういう方向でやるべきではないかなという事で質問したんですけれども、どうも私はちょっと理解出来ないんで今の答弁を聞いてもちょっと理解出来ないんで、もうちょっと詰めていただいて分かるように説明をしていただきたいと思います。
議 長	番外森川総務財政課長。
番外森川総 務財政課長	たいへん申し訳ございません。私が今ここでお答えが十分出来ない訳でございますけれども、ちょっと財政の事を調べまして予算特別委員会の中でご説明を申し上げさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。
議 長	他にありませんか。 (「ありません」の声あり) 質疑なしと認めます。質疑を終結します。
々	ここで暫時休憩をします。 大変失礼しました。

議 長 次に、「議案第 2 1 号、辺地に係る総合整備計画の策定について」の質疑を行います。

々 質疑はありませんか。はい、2 番木村議員。

2 番 ちょっとお尋ねしますが、この田原・絵堂のですね、移動通信の導入というか、どこの会社、docomoとかauとかいろいろありますが、そこらはどこのをされる予定かどうか教えてください。

議 長 番外杉本まちづくり推進課長。

番外杉本まちづくり推進課長 田原・絵堂地区については、SoftBankとなっております。

議 長 はい、2 番木村議員。

2 番 このエリアの誰が一番使われる、利用されるか。住民の方が重点なのか、通行される方が重点なのか、そのお考えを。

議 長 番外杉本まちづくり推進課長。

番外杉本まちづくり推進課長 この事業はですね、電波の不感地区を解消するというものでございます。その周辺のお住まいの方は勿論ですね、そこに入られる方が電波がある地域で不感地域をカバーするという事業でございます。

議 長 はい、2 番木村議員。

2 番 何が言いたいかという、SoftBankさんのですね、シェア、どのように把握されているのかな。だからこの地区の方はdocomoさんとかauさんが多いんじゃないかと思うんですけど、SoftBankさんならOKだけど他の方は全然使えないので、絵堂とか田原の住民の方の利用状況を調べられた事がありますか。

議 長 番外杉本まちづくり推進課長。

番外杉本まちづくり推進課長 この整備事業はですね、こちらの方からキャリアの指定が出来ないというものでございます。こういった事業をやる時にその携帯事業者の方に手を挙げていただいて、実施が出来るという事業になってございます。SoftBankから一応手が挙がってという事で自治会にはお話をしております。それで自治会からはOKだよという事で了解を得ているというものでございます。



議 長 よろしいですか。はい、2番木村議員。

2番  
木村議員 実際にはですね、SoftBank使われる方が居られないって聞いたんですよ。です  
ので、未だ換えられるようでしたら、まだそういうSoftBankの何を。自治  
会長さんが「うん」って言われたか分かりませんが、実際にこの地域の方に  
何人かヒアリングしてもSoftBankなんて聞いた事ないなって、持っている人  
はいないんじゃないかっていう、全員にあたった訳じゃないんですけど。ま  
ずこのキャリアがですね、白地の時も換えられましたよね。です。ですからそう  
いう事を白地の時にはちょっと延ばしてやられましたよね。ですからそういう  
事で今一度ですね住民の方に合ってでないと、不感地域だって言われても使  
われない不感地域じゃ意味ないんじゃないかと思えます。以上です。

議 長 番外杉本まちづくり推進課長。

番外杉本ま  
ちづくり推  
進課長 白地地区の例を挙げられましたけども、これは内部的に他に優先してやる  
べき事業があるというところで、その事業から手を下げたというところでご  
ざいます。基本的にはこういった事業、県を通じて国の採択というもので実  
施される事業でございますので、その携帯のキャリアを変更するためにとい  
う理由で手を下げるという事はなかなか難しいと考えております。

議 長 はい、2番木村議員。

2番  
木村議員 最後にやはり住民のために良い物を投資して、せっかくのお金は使ってい  
ただきたいと思えます。

議 長 他にありませんか。  
(「・・・・」)  
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 次に、「議案第22号、川本町農業委員会農業委員の選任について」の質  
疑を行います。

々 質疑はありませんか。  
(「・・・・」)  
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 次に、「議案第23号、川本町農業委員会農業委員の選任について」の質  
疑を行います。

々 質疑はありませんか。

- 議 長 (「・・・・・・・・」)  
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。
- 々 次に、「議案第24号、川本町農業委員会農業委員の選任について」の質疑を行います。
- 々 質疑はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。
- 々 次に、「議案第25号、川本町農業委員会農業委員の選任について」の質疑を行います。
- 々 質疑はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。
- 々 次に、「議案第26号、川本町農業委員会農業委員の選任について」の質疑を行います。
- 々 質疑はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。
- 々 以上をもって、「議案第4号」から「議案第26号」までの18件について、全体審議、質疑を終了します。 (午後 0時07分)  
ここで暫時休憩・・・
- 々 たいへん失礼しました。本会議を再開します。 (午後 0時07分)
- 々 次に、「日程第29、予算特別委員会設置・調査付託・委員選任について」の件を議題と致します。
- 々 お諮りします。  
お手元に配布してある「予算特別委員会設置要綱(案)」により、定数9人の委員で構成する「予算特別委員会」を設置し、これに平成31年度一般会計及び特別会計の予算に関する審議並びに調査を付託することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。  
よって本件については、9人の委員で構成する「予算特別委員会」を設置し、これに付託して調査することに「決定」しました。

々 ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第5条第4項の規定により、議員全員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）

々 異議なしと認めます。よってそのように「決定」致しました。

々 次に、委員会の正副委員長について報告をいただいておりますので申し上げます。委員長に3番高良議員、副委員長に4番石川議員、以上のおり選任されました。

々 はい、5番。

5番 植田議員 予算の特別委員会なんですけども、未だ採決をしてないので、住宅資金等貸付条例は特別会計の方、未だのこるんじゃないですか。大丈夫ですか？採決をして、特別会計から外さないと採決を最終日にやるのであれば、特別会計として未だ生きてますので、予算委員会の方でやらなくちゃいかんのじゃないかっていう事を聞いているんですよ。  
（議長と局長・・・・・・・・・・）  
（・・・・・・・・・・）

5番 植田議員 今、この予算委員会を設置せずに、一般質問に対する議会運営委員会を開きますので、そこで、この住宅資金等貸付条例の特別会計を外すという事を採決を執るという事を決めて、それから本会議を開いて、先に採決をして、それから予算委員会の設置をやりましょう。そうしないと手続き上、おかしくなると思いますよ。

々 （設置はしたでしょう。  
今、したんで、後は追加で予算委員会も設置したんで、後は住宅会計の方を追加で挙げさせてもらえるか。  
特別委員会を開くまでに特別会計のこの条例を可決しておかないと（それは分かります）審議しないと。  
議長、休憩しませんか、昼からに。←木村議員）  
設置されましたので、後は住宅会計をそれに委員会に付託するかどうかなんですよ。追加で付託するかという恰好ですね。委員会はもう設置されたん

5番  
植田議員 　　で、先ほどの5議案を付託する事になったけれども、追加でもう1議案を付託させてください。(本会議終わった?) (いや今、本会議中) (今、閉めましたんで) (閉めちゃおらんよ。閉めておらんから言ったんだよ。)

(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・)

々 　　　　もう一回説明しようか?分かった?言っていること。分かってる?  
　　(「分かってます」局長の声)

　　だから、そういう手続をしないとおかしいですよ。ですからここで休憩されて、本会議を一応閉められて、この予算委員会を設置せずにですよ。設置せずに今日、一般質問に対する議会運営委員会やりますよね。そこで、採決を外すやつをしてしまわないと、採決は最終日という事にしていますので議会運営委員会。ですから議会運営委員会を開いて、この議案に対する採決は今日やるという事をして、そして本会議を開いて、先に外してそれから予算特別委員会を設置しないとおかしな事になりますよって言っているんですよ。

　　(「この・・・」議長の声)

議 長 　　ちょっと今、予算委員会の設置について異議ありましたので、ここでちょっと暫時休憩をします。1時からでよろしいですか。

　　(「もうちょっと延ばしてもらって。」)

それじゃあ、1時15分から再開します。 (午後 0時15分)

々 　　　　会議を再開します。 (午後 1時15分)

々 　　　　お諮り致します。  
　　「日程第29の予算特別委員会設置・調査付託・委員選任」につきましては、この後、全員協議会后、協議会、議会運営委員会を開催したのち、審議したいと思いますが、これでよろしいですか。

　　(「はい」の声あり)

々 　　　　それでは、そのように決定致しました。

々 　　　　ここで、休憩とし、全員協議会を開催致します。 (午後 1時16分)

(全員協議会：午後1時16分～午後3時06分)

々 　　　　会議を再開します。 (午後 3時14分)

々 　　　　先ほど、議会運営委員会が開催され、「議案第4号」についての討論・採決を、本日ただいまから行う事となりました。

- 議 長 「議案第4号、川本町特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）
- 々 討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより「採決」に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第4号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
- 々 賛成「全員」であります。
- 々 よって「議案第4号」は原案のとおり「決定」致しました。
- 々 次に、「日程第29、予算特別委員会設置・調査付託・委員選任について」の件を議題と致します。
- 々 お諮りします。  
お手元に配布してある「予算特別委員会設置要綱」（案）により、定数9人の委員で構成する「予算特別委員会」を設置し、これに平成31年度一般会計及び特別会計の予算に関する審査並びに調査を付託することと致します。ご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 々 異議なしと認めます。  
よって、本件については、9人の委員で構成する「予算特別委員会」を設置し、これに付託して調査することに「決定」致しました。
- 々 ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第5条第4項の規定により、議員全員を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 々 異議なしと認めます  
よってそのように「決定」致しました。
- 々 次に、委員会の正副委員長について報告をいただいておりますので申し上

議 長 げます。委員長に3番高良議員、副委員長に4番石川議員、以上のとおり選  
任されました。

々 以上で、本日の議事日程はすべて終了致しました。

(午後 3時16分)

この会議録は、川本町議会事務局長 櫻本 博志 が記載したもので、その内容にお  
いて、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員